

小坂町危険空き家解体事業等補助金交付要綱

(通則)

第1条 小坂町危険空き家解体事業等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、小坂町財務規則（平成24年小坂町規則第5号）及び小坂町空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成25年小坂町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、小坂町空き家等の適正管理に関する条例（平成25年小坂町条例第4号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、空き家等の所有者等が行う危険空き家の解体及び撤去等に要する費用の一部を助成することにより、町民の安全で安心な暮らしの実現に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険空き家 所有者等が現に居住その他の用に供しない建物(住宅、倉庫、事務所等)で、適正に管理されていないことにより周囲に危険を及ぼす恐れがあり、使用することが不能と認められるものをいう。
- (2) 解体撤去業者 秋田県内に本店若しくは支店を有し、秋田県解体工事業協会に登録している者または秋田県知事による解体工事業登録を受けた者または建設業法第3条による建設工事業の許可を受けた者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、町税等を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に存する危険空き家の所有者等
- (2) 前号の所有者等から危険空き家の解体及び撤去等について委任を受けた者

(補助対象危険空き家)

第5条 補助金交付の対象となる危険空き家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、小坂町長（以下「町長」という。）が特別に定めた場合はこの限りではない。

- (1) 個人が所有するもの
- (2) 建て替えを目的としていないこと。
- (3) 土地の譲渡を目的としていないこと。
- (4) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (5) 条例による助言若しくは指導または勧告若しくは命令を受けていること。

(6) 規則第3条に定める判定基準において、合計点が100点以上であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金交付の対象となる経費は、解体撤去業者等による危険空き家の解体及び撤去等に要した工事費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、第4条に規定する補助金交付対象者1人につき1回を限度とする。ただし、第4条第2号に定める者についてはこの限りでない。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前に補助金等交付申請書(別紙・第103号様式)に、次に掲げる書類等を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 対象危険空き家の位置図

(2) 対象危険空き家の解体及び撤去等にかかる経費の見積書

(3) 対象危険空き家の現況写真

(4) 登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書

(5) 対象危険空き家の所有者以外の者が申請する場合は、当該所有者の委任状及び当該所有者との関係性が分かる書類

(6) 対象危険空き家の所有者と所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者の解体等に係る同意書

(7) その他町長が必要と認めるもの

(補助金交付の決定)

第9条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容の精査及び現地調査を行い、補助要件に適合しているかを審査し、補助金を交付するべきと認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付けまたは申請事項に修正を加えることができる。

2 町長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及び条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第10条 前条の交付決定を受けた者は、交付の決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から30日以内に補助金交付申請取下げ届出書(別紙・様式1)を町長に提出しなければならない。

(補助事業の変更、中止)

第11条 第9条の交付決定を受けた者で、補助事業の内容を変更または中止しようとする者は、その旨を記載した承認申請書(別紙・様式2)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 第9条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、危険空き家の解体及び撤去等が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(別紙・第105号様式)に次に掲げる書類等を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 危険空き家の解体及び撤去等に要した経費を証する領収書、ただし、銀行融資と併用する場合は請求書を添付、工事代金支払い後領収書を提出

(2) 危険空き家の解体及び撤去後の写真

(3) 廃棄物処理に関する処分証明書類等の写し

(4) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の報告を受けたときは、関係書類を審査し、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式3)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の通知を受けた者は、補助金交付請求書(様式4)を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正の申請が認められたとき。

(2) 解体撤去の日から1年を経過しないうちに、解体撤去後の土地に住宅等を建築したとき、または解体撤去後の土地を有償で譲渡したとき。

(3) 補助事業の実施方法が不適正であるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、この規則の規定又は交付の条件に違反したとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年要綱第 19 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年要綱第 15 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

補助金等交付申請書

令和 年 月 日

小坂町長 殿

申請者 住所
氏名
所有者との関係

下記のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

記

1 補助事業等の目的

危険空き家の解体及び撤去等

(補助金の名称：小坂町危険空き家解体事業等補助金)

2 補助事業等の内容

(1) 危険空き家の所有者

住 所： _____

氏 名： _____

(2) 危険空き家の所在地

小坂町 _____

(3) 危険空き家の構造等

構 造： _____ 床面積： _____ m² 建築年： _____

(4) 危険空き家の解体等の事業費

_____ 円

3 補助金申請額

_____ 円

(1) 申請額の算出根拠

補助対象経費 _____ 円 × 1 / 2 = _____ 円

(申請額の限度額：50万円)

4 事業期間

_____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

5 特記事項

6 添付書類

- (1) 対象危険空き家の位置図
- (2) 対象危険空き家の解体及び管理にかかる経費の見積書
- (3) 対象危険空き家の現況写真
- (4) 対象危険空き家に係る登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項証明書
- (5) 対象危険空き家の所有者以外の者が申請する場合は、当該所有者の委任状及び当該所有者との関係性が分かる書類
- (6) 対象危険空き家の所有者とその所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地所有者解体等に係る同意書
- (7) その他町長が必要と認めるもの

(様式1)

補助金交付申請取下げ届出書

令和 年 月 日

小坂町長 殿

申請者 住所

氏名

先に交付の決定を受けた補助金について、補助金の交付の申請を取り下げたいので、次のとおり届けます。

記

1 補助金の名称

小坂町危険空き家解体事業等補助金

2 交付決定の番号

令和 年 月 日付、小坂町指令第 号

3 交付申請額

¥ —

4 交付決定額

¥ —

5 取り下げの理由

(様式2)

補助事業（ 変更 ・ 中止 ）承認申請書

令和 年 月 日

小坂町長 殿

申請者 住所

氏名

先に補助金の交付の決定を受けた補助事業について、当該事業を（ 中止 ・ 廃止 ）したいので、次のとおり関係書類を添えて承認を申請します。

記

1 補助金の名称

小坂町危険空き家解体事業等補助金

2 交付決定の番号

令和 年 月 日付、小坂町指令第 号

3 交付申請額

¥ —

4 交付決定額

¥ —

5 変更又は中止の理由

6 変更又は中止の期日

平成 年 月 日

7 添付書類

(1) 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの（中止の場合は不要）

(2) その他町長が必要と認めるもの

小坂町長 殿

申請者 住所

氏名

令和 年 月 日付小坂町指令第 号により交付決定通知を受けた補助事業が完了したので、小坂町財務規則第237条の規定により報告する。

記

1 補助事業等の名称（目的）

名称 : 小坂町危険空き家解体事業等補助金

目的 : 危険空き家の解体及び撤去等

2 補助事業の実施に要した経費の総額

¥ —

3 補助事業の完了年月日

令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業に要した経費を証する領収書の写し
- (2) 事業完了後の写真
- (3) 廃棄物処理に関する処分証明書類等の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(様式3)

小発 第 号
令和 年 月 日

申請者 住所

氏名

小坂町長

補助金交付額確定通知書

小坂町危険空き家解体事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり通知します。

- 1 補助金の名称
小坂町危険空き家解体事業等補助金
- 2 交付決定額
¥ —
- 3 交付確定額
¥ —
- 4 備考

(様式4)

令和 年 月 日

小坂町長 殿

申請者 住所

氏名

小坂町危険空き家解体事業等補助金交付請求書

令和 年 月 日付、小発 第 号で交付額確定の通知があった小坂町危険空き家解体事業等補助金について、小坂町危険空き家解体事業等補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額

¥ _____

2 振込先 (積立貯金口座以外のご指定ください。)

(1) 金融機関名 _____

(2) 支店名 _____

(3) 口座名義 _____

(フリガナ) _____

(4) 預金種目 普通 ・ 当座 ・ その他

(※ 該当する預金種目を○で囲んでください。)

(5) 口座番号 No. _____